

京都府立田辺高等学校 P T A 規約

第 1 章 総則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は、京都府立田辺高等学校 P T A と称し、事務所を前記学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員とが協力して生徒の福祉を増進するため、学校・家庭及び地域社会の教育的環境を改善し、会員相互の理解を深め、教育の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の教養の向上をはかるため、適宜研修会を開く。
- (2) 会員相互の理解を密接にするため、適宜 P T A 機関誌の発行を行う。
- (3) 必要に応じて学級または学年懇談会を開催する。
- (4) 地域青少年の福祉増進のため活動する諸団体とも連携して各種の文化活動を行う。
- (5) 生徒の健全なる発達を促進するため、学校施設の改善、生徒の補導等に協力する。
- (6) 就職・進学等、生徒の進路についての研究及び助成を行う。
- (7) その他本会の目的を達成するため、適切と思われる事業を行う。

(性格)

第 4 条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体で、他のいかなる団体の干渉及び支配も受けない。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、またはそれに代る人と本校の教職員に限る。また、すべての会員は平等の権利と義務を有する。

第 2 章 役員

(役員)

第 6 条

(1) 本会の役員は次のとおりとする。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 3 名
- ③ 書 記 2 名（1 名は学校側）
- ④ 広 報 1 名
- ⑤ 会 計 2 名（1 名は学校側）

(2) 校長は役員ではないが、役員会をはじめすべての会合に出席して意見を述べることができる。

(3) 役員的人数は各年度の状況に応じて変更する場合がある。その場合は、役員会で協議し、その結果を総会で報告するものとする。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 会長は、本会代表者で会務を総括し、総会・役員会及び各委員会を招集し、その決議事項を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代行をする。
- (3) 書記は、本会の記事を記録整理し、各種の通知を発送するなどの庶務を行う。
- (4) 広報は、本会の広報活動を促進する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を執り、年度末総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

(役員会・拡大役員会)

第8条

- (1) 役員会は、役員をもって構成し、本会の常務について審議決定する。
- (2) 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会長は運営上、拡大役員会として、各委員長及び副委員長の出席を求めることができる。

(委員会)

第9条

- (1) 本会に次の委員会を置く。
 - ① 1 学年委員会
 - ② 2 学年委員会
 - ③ 3 学年委員会
 - ④ 役員選考推薦委員会
- (2) その他、必要に応じて委員会を設けることができる。

(委員会の構成と任務)

第10条

- (1) 各学年委員会
 - ア それぞれ委員長1名、副委員長若干名、各学年委員をもって構成する。
 - イ 学級学年懇談会の開催、学級及び学年間の連絡、学年共通の問題を審議し、学校と協力して生徒の健全なる育成の推進をはかる。
 - ウ P T Aの各種行事や研修等に積極的に参加する。
- (2) 役員選考推薦委員会
 - ア 委員長1名、各役員選考推薦委員をもって構成する。
 - イ 次年度の役員候補者の推薦を行う。

(役員及び委員の選出)

第11条

- (1) 役員
 - ア 役員の選出は、保護者全会員の中から自薦・他薦を問わず役員候補者を役員選考推薦委員会が校長へ届け出る。
 - イ 校長は役員選考推薦委員会から届出のあった者を協議して総会に提案し承認を求める。
- (2) 各委員

ア 各学年委員は、保護者全会員の中から自薦・他薦を問わず選出する。

イ 役員選考推薦委員及びその他委員は学年委員の中から必要な時期に選出する。

(役員・委員の任期)

第12条

(1) 役員・委員の任期は1年とし、各学年委員会との兼任は妨げない。また、再任も妨げない。

(2) 役員・委員を務めた者は、本人の意思により次年度以降の被選挙人名簿への登載を拒否することができる。

(総会)

第13条

(1) 総会は会務・会計の報告を受け、役員及び会計監査委員の選挙、規約の制定及び改廃、予算・決算の承認、その他重要事項を審議決定する最高機関である。

(2) 総会は1会計年度2回以上開く。但し、決算総会と予算総会を同じ日に開くことができる。なお、書面提案や書面審議も可能とする。

(3) 総会の定足数は全会員の5分の1以上とする。但し、委任状の取扱いは、これを出席と認めることができるが、採決数には加えない。

(4) 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(5) 総会の議長は役員外より選出する。

(6) 総会を開くときはあらかじめ議案を会員に通知しなければならない。

(7) 臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合開くことができる。

(会計監査)

第14条

(1) 会計監査委員は、総会において選ばれた2名をもって構成する。

(2) 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(3) 会計監査委員は、総会の要求があるとき、または必要と認めたときは、いつでも特定事項について監査し、その結果を総会に報告する。

第3章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

第16条

(1) 本会会費は1世帯年額5,000円とし、5月と9月の年2回に分納する。

(2) 特別の事情により臨時会費を徴収する必要がある場合は、総会の承認を得て、これを徴収することができる。

(3) 特別の申請により会費の全部、又は一部の免除の申出あるときは、役員会でこれの許否を決する。

(会計上の監査)

第 17 条

(1) 本会の収入支出については、すべて会計監査委員の監査を受ける。

(2) 会員は、随時会計帳簿類の閲覧を会計に請求することができる。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 規約の改正

(規約改正)

第 19 条 本会の規約の改正には、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(細則の制定)

第 20 条

(1) 会計事務の処理、役員の選挙その他本規約で定めないところは、役員会においてそれぞれの細則を制定及び改廃することができる。

(2) 細則を制定及び改廃したときは、次期総会に報告しなければならない。

(慶弔規定)

第 21 条 会員相互の親睦を図り、本会の目的を達成するため、会員及び生徒の慶弔などについての取り扱いを以下のように定める。

(1) 会員または生徒の被災

ア 火災・水害・交通等の災害のときは、その程度を拡大役員会において協議して見舞金を定めるものとする。

イ 会員または家族の弔慰

① 会員の場合

香典 5,000 円 又は 供花一對

② 本校生徒の場合

香典 5,000 円 又は 供花一對

ウ 上記の規程によりがたい事情が生じたときは、拡大役員会の協議によるものとする。

附 則

本規約は、昭和 38 年 5 月 18 日より実施する。

昭和 39 年 6 月 8 日 一部改正

昭和 39 年 11 月 28 日 一部改正

昭和 40 年 7 月 1 日 一部改正

昭和 44 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 53 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 54 年 11 月 17 日 一部改正

昭和 55 年 11 月 15 日 一部改正

昭和 57 年 5 月 22 日 一部改正

昭和 59 年 11 月 17 日 一部改正

昭和 63 年 5 月 21 日 一部改正

平成 2 年 5 月 26 日	一部改正
平成 6 年 5 月 21 日	一部改正
平成 10 年 5 月 30 日	一部改正
平成 11 年 5 月 29 日	一部改正
平成 17 年 5 月 21 日	一部改正
平成 19 年 5 月 26 日	一部改正
平成 20 年 5 月 24 日	一部改正
令和 5 年 6 月 3 日	一部改正
令和 7 年 5 月 31 日	一部改正